

グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース

「過去の競争政策のレビュー部会」

「電気通信市場の環境変化への対応検討部会」

第9回会合 2部会合同ヒアリング資料

2010年4月20日

株式会社ジュピターテレコム

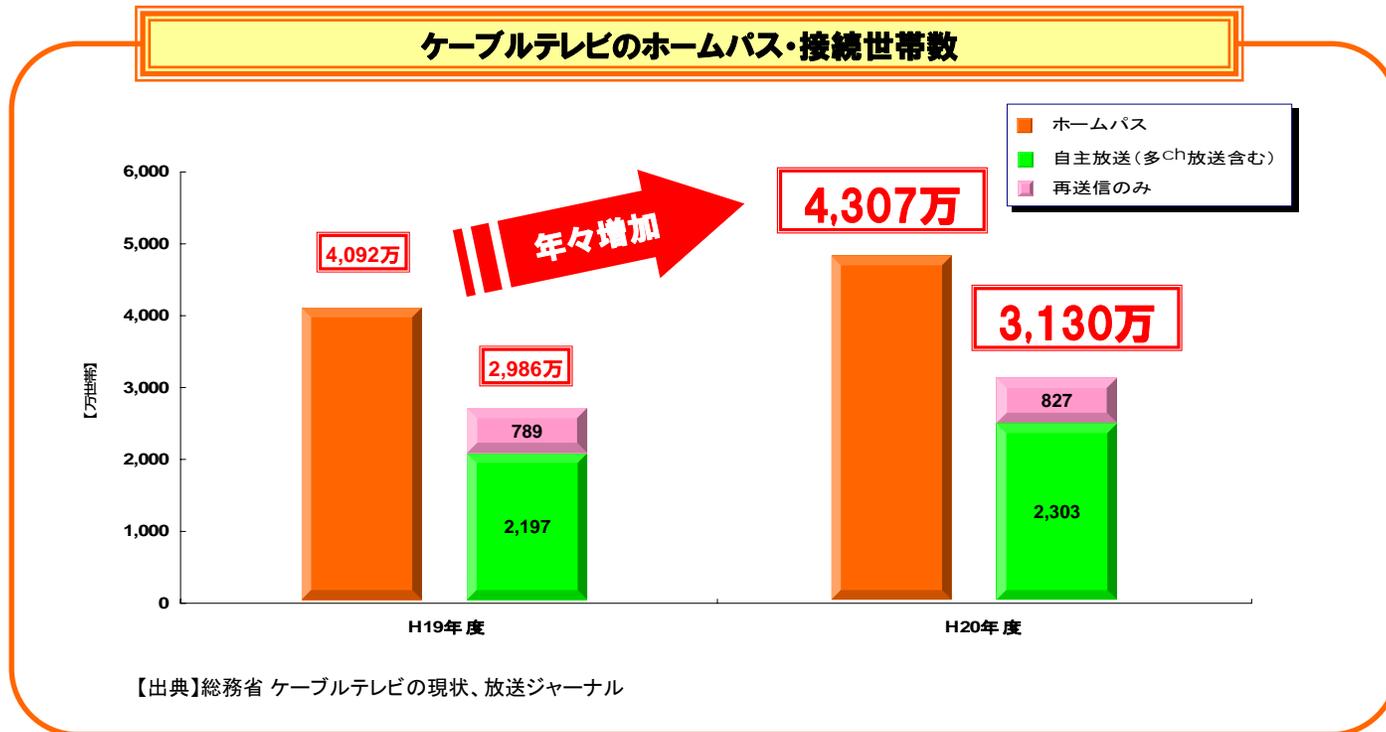
代表取締役社長 最高経営責任者 森泉 知行

ケーブルテレビの接続世帯は国内全世帯の約64%

- 国内約4,900万世帯のうち、ケーブルテレビのホームパス*は約88%、サービスを提供している世帯は、約64%を占めており、国民生活に重要なアクセスネットワークとなっている
- 国内約24万km**のネットワークを利用して、いち早く通信と放送を融合したサービスを提供
- 約24万kmのうち、約11万km**は光ファイバ(NTT東西の加入者系光ファイバは約60万**km)

* サービス提供可能世帯数

** 【出典】総務省 ケーブルテレビの現状、NTT殿 データブックNTT西日本 【数値】平成20年度末の線路長



- **国策である地デジ対策、デジアナ変換への協力**など、国や自治体との連携によるデジタルディバイドの解消、および各種行政支援サービスを実現
- 自らが構築したHFC(FTTN)ネットワークを利用し、地域のお客様に対して、高度で安定的な超高速ブロードバンドサービスを提供

地デジ対策・デジアナ変換



地域行政

番組供給
会社

ISP

連携

ケーブルテレビ事業者

HFC(FTTN)ネットワーク
光ファイバ約11万km

最大160Mbps

同軸引込

公共施設

サービスエリア内の全てのお客様に、いつでも地域密着型サービスを！

地域密着型サービス

地デジ普及の推進

デジアナ変換

地上波放送の難視聴対策

コミュニティ・チャンネル

安心・安全なお客様サポート

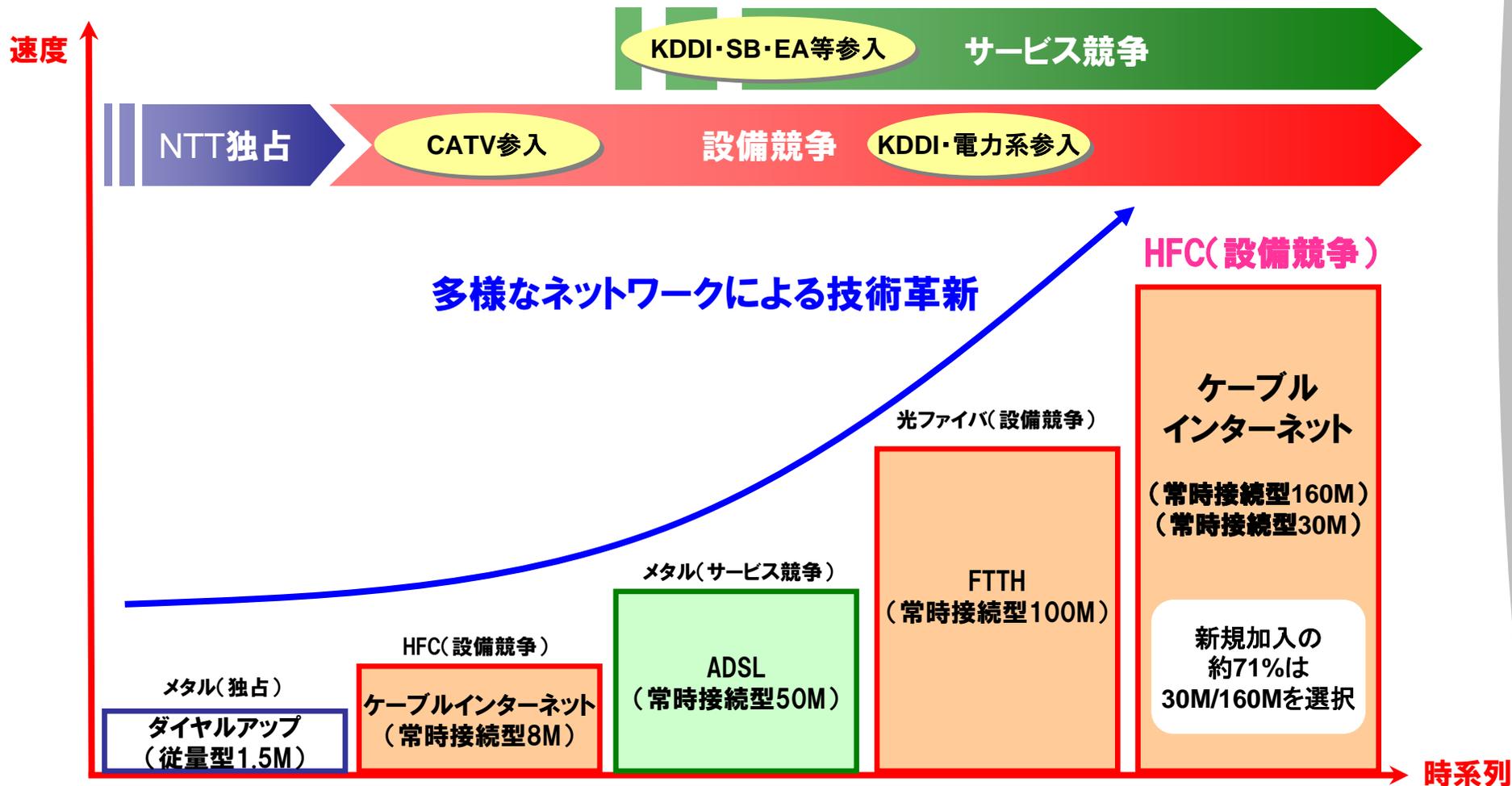
行政サービスの支援

生活支援端末

緊急地震速報

インターネットサービスの競争状況

- これまでのインターネットサービスは、NTTによる独占状態から、設備競争やサービス競争をバランスよく組み合わせることにより、常時接続にて、より高速で低廉なサービスを実現してきた



■ 設備競争は、ネットワークやサービスの技術革新を推進するために必須

- 設備競争があるからこそ、多種多様なサービスが誕生し、国民の利便性が向上する
- 特定の事業者のみアクセス網の整備が可能となれば、公正競争が阻害され、ケーブルテレビ事業者、電力系事業者の競争力が低下し、ひいては地域の衰弱も招く

■ 「光の道」構想は、FTTHやHFC(FTTN)など多様なネットワークによる、公正な設備競争を軸とし、適切なサービス競争を組合わせて実現すべき

- 公正な設備競争を担保するためには、特定の事業者に対する助成・補填を行う場合でも、透明性の確保が必要
- 透明性の確保のためには、助成・補填の対象エリアを明確化したうえで、会計分離を実現すべき

現在のユニバーサルサービス制度でも、対象エリアの明確化や会計分離が充分でない

- 助成・補填対象エリアとなり得る、超高速ブロードバンドサービスが利用可能となっていないエリア(10%)と、利用可能エリア(90%)を分け、それぞれの目的に応じた施策を検討すべき

『光の道』実現に向けた公正競争のあり方

	超高速ブロードバンド利用可能エリア	超高速ブロードバンド未利用エリア
	都市エリア(90%)	ルーラルエリア(10%)
目的	超高速ブロードバンド基盤は整備済、課題は利活用促進	利用可能エリア100%の実現
競争環境	サービス競争 設備競争(NTT+他設備事業者) NTT設備独占	サービス競争 (地域単位ユニバーサル・アクセス)
『光の道』 実現に向けた 施策	<ul style="list-style-type: none">■ 利活用促進を目的として、NTTと設備競争事業者(CATV・電力系事業者等)との公正競争を維持■ そのためにも、ドミナント規制(第一種指定電気通信設備規制、放送参入規制)は、上位レイヤーを含めた独占・レバレッジ弊害を回避するため堅持すべき■ また、活用業務の認可制度についても見直すべき■ 利活用促進のためには、ネットワークの高度化・高速化とセットで、アプリケーションの多様化・高度化が必須であり、国をあげての実現が必要	次頁参照

- ルーラルエリアにおける、インフラ整備に対して支援を実施
- 運用補填はユニバーサルサービス制度を改革したうえで行う

- 提供主体は、採算性など、地域ごとに定めた支援要件を満たすことを条件として、新規・既存事業者(通信事業者・CATV事業者等)の全てが公正に参入可能な制度とすべき
- インフラ整備にあたっては、行政による支援や自治体が設置した光ファイバをIRUする形態も実績としてあり、支援形態は整理が必要
- ユニバーサルサービスの対象範囲は、ブロードバンドサービスと0AB-J電話(IP電話含む)を想定

■ ブロードバンド利活用拡大のための考え方

- ボトルネック事業者が上位レイヤーに影響を与えてはならない
- ユニバーサル・アクセスに参入した事業者は、設備競争が行われている都市エリアと比較して、むしろ同等以上のオープン化義務を負うべき

- 「光の道」構想は、FTTHやHFC(FTTN)など多様なネットワークによる、公正な設備競争を軸とし、適切なサービス競争を組合わせて実現すべき
 - 全国エリアベースでNTTの構造分離や機能分離を進めることは、国の助成・補填等がある場合、公正な設備競争を否定することとなる
 - 独占傾向を加速させ、地域の衰弱も招く恐れに留意して、以下の課題の整理が必要
 - 公正な設備競争の必要性について、もっと議論すべきではないか？
 - NTTのアクセス分離は、本当にサービス競争を促進させるのか？
 - PSTNのマイグレーションが、ユニバーサルサービス基金に転嫁される恐れがあり、もっと慎重に議論すべきではないか？
 - アクセス会社で提供するネットワークは、FTTHのみではなく、HFC(FTTN)や無線等を含めて検討すべきではないか？
 - NTTの上位レイヤーの機能統合(固定電話・ISP・携帯等)に発展し、独占が拡大する恐れはないか？

感動を生む。想いをつなぐ。
The Entertainmedia Company

J:COM